

令和5年度第1回海老名市個人情報保護審査会 会議録

日時	令和5年4月28日（金）午後1時45分から午後2時30分まで
開催場所	海老名市役所 3階 政策審議室
出席者	鴨志田会長、伊田副会長、森田委員、石川委員、宮基委員
欠席者	なし
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報保護法の改正に伴う海老名市個人情報保護制度の運用等について（報告事項） 2 実施機関から審査会に提出された資料の閲覧請求に係る様式を定めること等について（承認事項） 3 その他（資料配付） <ol style="list-style-type: none"> （1）令和4年度個人情報保護制度の運用状況について （2）令和4年度情報公開制度の運用状況について

議題1 個人情報保護法の改正に伴う海老名市個人情報保護制度の運用等について（報告事項）

報告事項	デジタル社会形成整備法により改正された個人情報の保護に関する法律が、令和5年4月1日から全国共通ルールとして地方公共団体に一律に適用された。改正法施行に至るまでの主な経過、今後の運用等について事務局から報告した。
------	--

議題2 実施機関から審査会に提出された資料の閲覧請求に係る様式を定めること等について（承認事項）

議事及び決定事項	<p>1 議題の概要</p> <p>個人情報の保護に関する法律の改正に伴い制定した海老名市個人情報保護審査会条例において「審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧（中略）又は写しの交付を求めることができる」（同条例第8条第2項）と規定している。</p> <p>しかしながら、従前の海老名市個人情報保護条例第52条第2項においても同様に審査会に提出された書類に係る審査会への閲覧請求又は写しの交付請求の規定があるものの、当該規定に基づく同条例施行規則の様式の請求先及び請求に係る決定者を「市長」（実施機関）としている。</p> <p>そこで、本来の請求先及び決定者である審査会により様式を定めたい。また、当該請求に対する決定については、請求の都度、審査会の議を経るのではなく、会長の専決により実施したいため、専決とする</p>
----------	---

	<p>ことについて合わせて承認いただきたい。</p> <p>なお、上記の個人情報保護に係る様式を定めること及び専決の承認がされた際には、同様の状況が生じている情報公開についても審査会における様式を定めること等の承認をいただきたい。</p> <p>2 審議経過</p> <p>(1) 事務局から事案の概要説明を行った。</p> <p>(2) 意見等の集約を行った。</p> <p>主な意見は次のとおりであった。</p> <p>審査会に提出された書類に係る審査会への閲覧請求又は写しの交付請求の実績がない中で、当該請求の件数も大量でなく、その決定について会長の専決とする意義はないものとする。</p> <p>(3) 本議題について、(2)の意見を踏まえ、個人情報保護審査会に提出された書類に係る当該審査会への閲覧請求又は写しの交付請求に対する決定は、会長の専決を前提とするのではなく、請求の内容に応じて決定することとした。</p>
--	---

議題3 その他

- (1) 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について
- (2) 令和4年度情報公開制度の運用状況について

報告事項	(1)及び(2)について、資料配付により報告を行った。
------	-----------------------------

以上は会議の顛末であるが、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月17日

会 長 鴨志田 勝則